

## 要支援・要介護認定を受けている方全員に 「介護保険負担割合証」を送付します

この7月中に町から、介護保険の要支援または要介護認定を受けている方全員に「負担割合証」をお送りします。「負担割合証」とは、介護保険サービスを利用する際にかかる費用の自己負担の割合について、ご自分の負担割合が確認できるものです。

この「負担割合証」を受け取った際には、水色の「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ずサービス事業者に提示してください。

### ○一定以上の所得がある方は、介護保険の自己負担が2割になります

平成27年8月の改正から、一定以上の所得のある方は2割負担の対象になります。

### ○現役並みの所得がある方は、介護保険の自己負担が3割になります

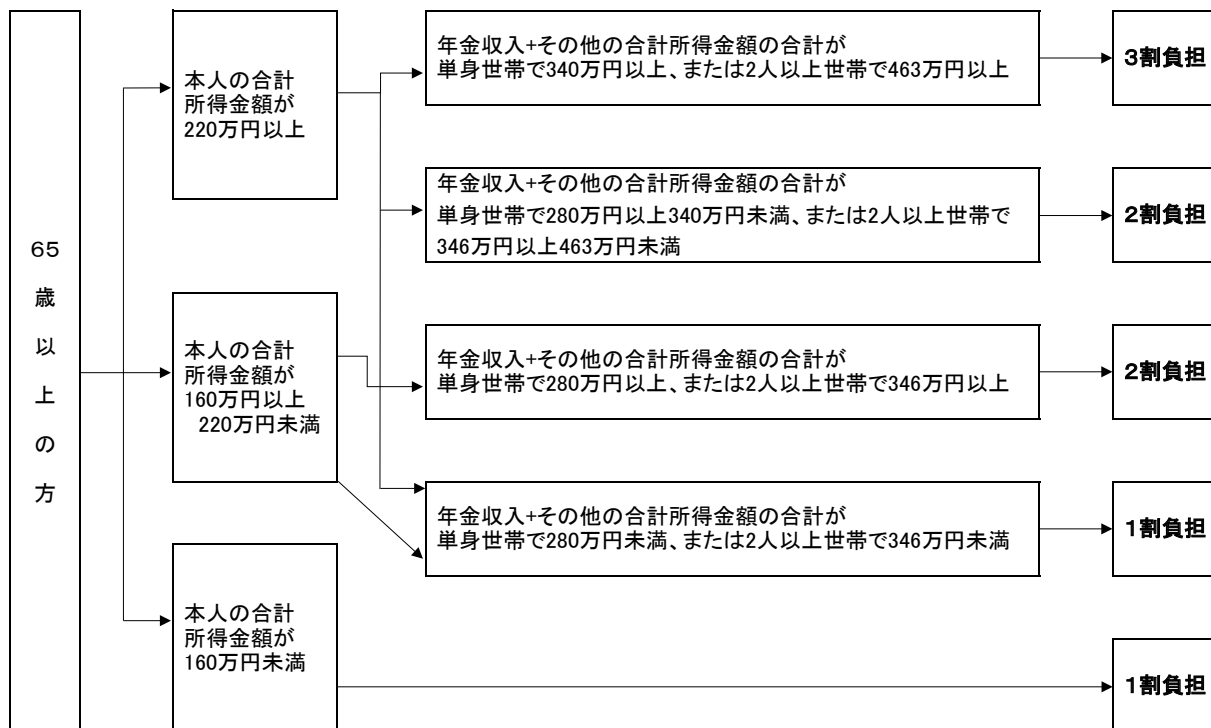
平成30年8月の改正から、現役並みの所得のある方は3割負担の対象になります。

【2割負担、3割負担となる方については、(下表)をご覧ください。】

負担割合の判定の基準となるのは、1月から7月の介護サービス利用分は前々年1年間の所得、8月から12月の利用分は前年1年間の所得です。

2割負担から3割負担となる方についても、1か月の自己負担額が一定額以上になった場合に超えた額を払い戻す「高額介護サービス費」の制度があるため、必ずしも自己負担額が1.5倍になるわけではありません。

### 利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護を受給の方は上記にかかわらず1割負担

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777